



発行 東京都

目次

告示

- 令和五年度東京都補正予算の公表……………一
……………(財務局主計部議案課)……………
- 街並み景観ガイドラインの承認……………四
……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………
- 土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………五
……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………
- 指定納付受託者の指定……………五
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………
- 都営住宅の使用料の変更……………七
……………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)……………
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………九
……………(同)……………
- 都営住宅の駐車場の廃止……………九
……………(同)……………
- 港湾施設の供用廃止……………九
……………(港湾局離島港湾部管理課)……………
- 令和四年東京都公安委員会告示第九十二号(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第三條の規定に基づく電子情報処理組織を使用して行わせることができる手続等)の一部改正……………九
- 令和四年東京都公安委員会告示第九十三号(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第

告示

四條第四項ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法)の一部改正……………二〇

○令和四年東京都公安委員会告示第九十四号(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第五條ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法)の一部改正……………二

東京都告示第千三百三三号

令和五年十二月二十日東京都議会の議決を得た令和五年度の東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

令和5年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和5年度東京都一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80,329,285千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,558,869,505千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を追加し、補正後の経費は、「第2号繰越明許費補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	725,335,165	80,329,285	805,664,450
	02 国庫補助金	505,766,711	80,329,285	586,095,996
歳 入 合 計		8,478,540,220	80,329,285	8,558,869,505

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
02	総務費	331,791,416	66,496,361	398,287,777
	06 区市町村振興費	145,229,256	66,496,361	211,725,617
04	生活文化スポーツ費	59,665,308	30,142	59,695,450
	01 生活文化スポーツ費	59,665,308	30,142	59,695,450
05	都市整備費	129,066,142	1,513,000	130,579,142
	02 都市基盤整備費	18,265,142	1,513,000	19,778,142
06	環境費	156,852,339	2,270,147	159,122,486
	02 環境保全費	143,013,339	2,270,147	145,283,486
07	福祉保健費	1,909,241,980	5,277,132	1,914,519,112
	02 医療政策費	54,886,829	2,783,419	57,670,248
	04 生活福祉費	45,008,639	22,100	45,030,739
	05 高齢社会対策費	245,789,077	1,222,157	247,011,234
	06 少子社会対策費	481,514,511	1,075,343	482,589,854
	07 障害者施策推進費	228,011,159	123,613	228,134,772
	08 健康安全費	375,362,520	50,500	375,413,020

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	産業労働費	681,790,000	4,675,064	686,465,064
	02 産業労働管理費	2,894,000	10,031,790	12,925,790
	03 商工業振興費	578,208,000	-5,356,726	572,851,274
11	教育費	896,913,035	67,439	896,980,474
	01 教育管理費	39,959,330	67,439	40,026,769
歳 出 合 計		8,478,540,220	80,329,285	8,558,869,505

第2号 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事 業 名	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
02	総務費		228,000	66,496,361	66,724,361
	06 区市町村振興費		0	66,496,361	66,496,361
		1 自治振興	0	66,496,361	66,496,361
06	環境費		146,000	2,268,048	2,414,048
	02 環境保全費		146,000	2,268,048	2,414,048
		3 家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業	0	2,268,048	2,268,048
08	産業労働費		1,748,000	11,564,876	13,312,876
	02 産業労働管理費		0	10,031,790	10,031,790
		1 暮らし向き向上緊急サポート事業(経済活性化支援)	0	10,031,790	10,031,790
	03 商工業振興費		0	1,533,086	1,533,086
		1 中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業	0	1,533,086	1,533,086
合 計			93,238,000	80,329,285	173,567,285

●東京都告示第千三百四号

東京のしゃれた街並みづくり推進条例（平成十五年東京都条例第三十号）第二十七条第二項の規定に基づき、街並み景観ガイドラインを承認したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 街並み景観ガイドラインの名称

二 街並み景観ガイドラインの対象となる重点地区の名称、位置、区域及び面積

日本橋川沿い地区
中央区日本橋一丁目、八重洲一丁目、日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各地内
別図のとおり
約十一・七ヘクタール

三 建築物の配置、形態及び外観等に関する基準の概要

- (一) 川を中心に賑わいを波及させるまちづくり
 - ア 川沿いで連担した景観の形成
 - イ 川を中心としたメリハリある配棟
 - ウ 川沿い空間・歩行空間に対する賑わいの表出
 - エ エリア内の導入機能の最適化
- (二) 地区間の連担による、駅・まち・川を一体化する歩行者回遊ネットワークづくり
 - ア エリア内の回遊を生み出す重層的ネットワークの連担整備
 - イ ウォーカブルな街路空間創出

(三) 川に顔を向けるまちづくり

水辺のプロムナード

ア 水面・護岸に沿った多様な

「水辺のプロムナード」の形成

イ みちと水辺をつなぐ「広場」の形成

ウ 街の景観と調和する護岸修景

エ 川沿いの魅力的な夜間景観の形成

(四) 通りの個性をいかした街並みづくり

ア 通りごとに統一された街路空間形成

(五) 地域と連携し、安心・安全・快適に過ごせる「おもてなし」のまちづくり（エリアマネジメント）

ア 公共的な空間におけるサインの連携

イ 賑わいに係る取組みの連携

ウ 情報発信・交流機能の連携

四 協議会の名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地

三井不動産株式会社（日本橋川沿い地区街並み景観協議会代表）

代表取締役社長 植田 俊

中央区日本橋室町二丁目一番一号

株式会社日本設計

株式会社日建設計

株式会社日建設計

株式会社日建設計

株式会社日建設計

株式会社日建設計

株式会社日建設計

株式会社日建設計

株式会社日建設計

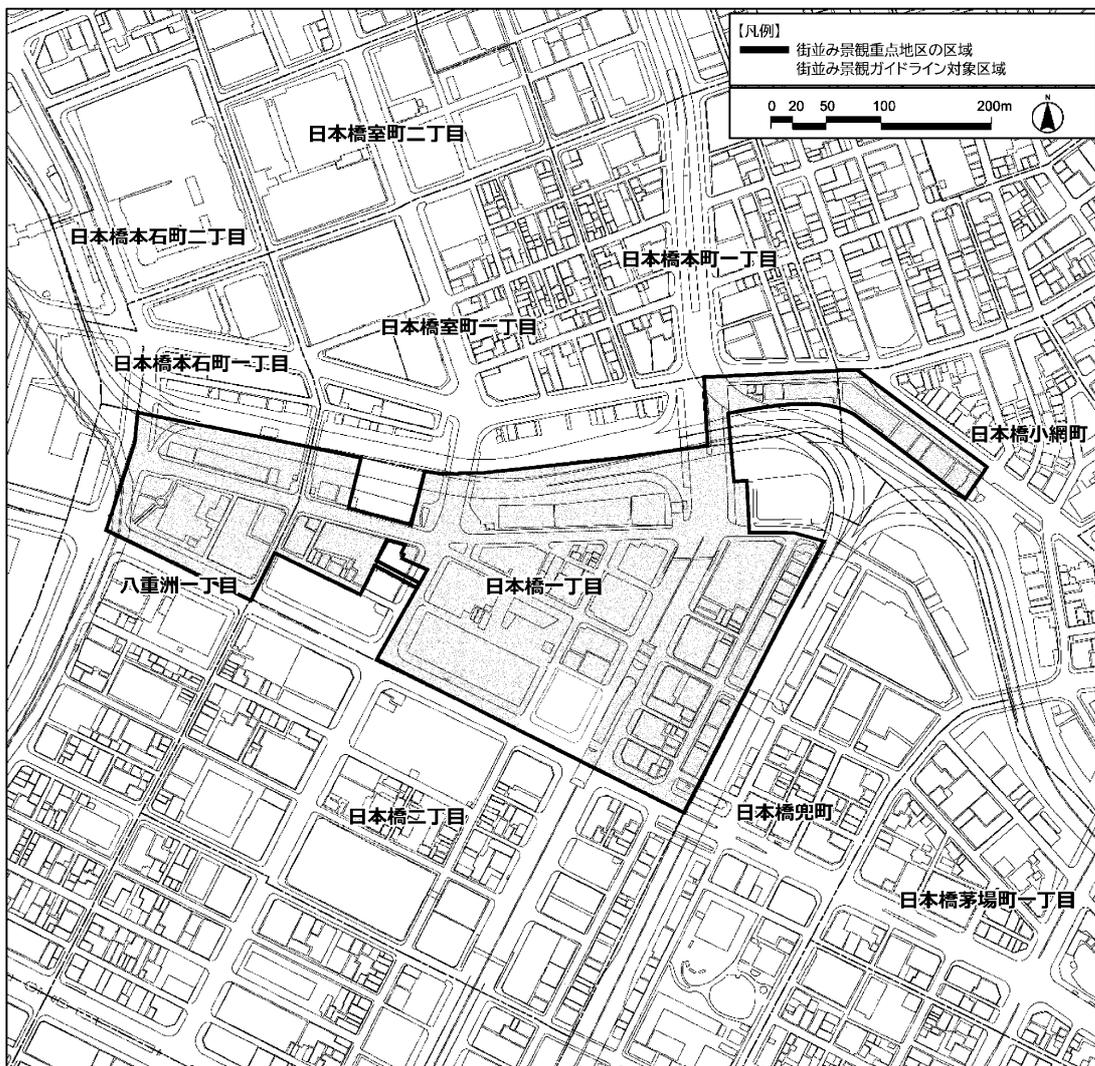
六 街並み景観ガイドラインの閲覧り推進部

場所

三井不動産株式会社日本橋まちづくり推進部

別図

街並み景観重点地区 日本橋川沿い地区 区域図



●東京都告示第千三百五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条
 第一項の規定に基づき武蔵村山市神明一丁目土地区画整理
 事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項におい
 て準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告
 示する。

令和五年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の氏名
株式会社住協 代表取締役 安永 久人
- 二 事業施行期間
令和四年三月十八日から令和五年十二月三十一日まで
- 三 施行地区
武蔵村山市神明一丁目の一部
- 四 土地区画整理事業の名称
武蔵村山市神明一丁目土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地
埼玉県所沢市小手指町一丁目一番地四
- 六 施行認可の年月日
令和四年三月十八日
- 七 変更の内容
事業施行期間を令和六年九月三十日まで延長する。
- 八 変更認可の年月日
令和五年十二月二十八日

●東京都告示第千三百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十

一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）第三十七条の三の規定により告示する。
令和五年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定納付受託者の名称及び所在地
みずほファクター株式会社

千代田区丸の内一丁目六番二号

二 指定納付受託者に納付させる歳入の内容
別表のとおり

三 指定日

令和五年十二月二十八日

別表

番号	手数料等の名称	根拠規定
1	確認申請手数料	東京都都市整備局関係手数料条例（平成12年東京都条例第77号）別表1の部第7の款
2	計画通知手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表1の部第7の款
3	中間検査申請手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表1の部第7の款
4	特定工程工事終了通知手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表1の部第7の款
5	完了検査申請手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表1の部第7の款
6	工事完了通知手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表1の部第7の款
7	認定（指定）申請手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表1の部第7の款
8	認定（指定）の取消し申請手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表1の部第7の款
9	許可申請手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表1の部第7の款及び第9の款
10	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表1の部第12の款
11	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表1の部第14の款
12	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表2の部
13	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料	東京都都市整備局関係手数料条例別表3の部
14	台帳記載事項証明書発行手数料（郵送料を含む。）	東京都事務手数料条例（昭和24年東京都条例第30号）第2条第7号

●東京都告示第千三百七号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三條第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和六年一月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年十二月二十八日

東京都知事 小池百合子

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）	
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート（10号棟）	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	54,000
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（1号棟）	港区芝5-18	34.3	2	33,100	85,400
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（2号棟）	港区芝5-18	42.2	1	40,900	93,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（12号棟）	新宿区戸山2-12	33.8	1	28,400	73,800
一般都営	高層耐火	早稲田アパート（1号棟）	新宿区早稲田1-9	34.4	2	29,200	51,800
一般都営	高層耐火	橋場二丁目アパート（9号棟）	台東区橋場2-18	51.2	1	41,000	76,600
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（4号棟）	墨田区堤通2-4	59.7	1	43,900	67,500
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート（9号棟）	江東区亀戸7-57	39.0	1	31,000	47,300
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート（2号棟）	江東区大島8-42	33.7	2	25,700	32,000
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート（3号棟）	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	54,100
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（2号棟）	江東区東陽3-22	34.4	2	27,900	37,500
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート（1号棟）	江東区南砂4-4	37.9	1	30,700	52,200
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート（2号棟）	江東区北砂1-3	42.0	1	33,600	57,400
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート（2号棟）	江東区亀戸9-33	51.2	1	42,600	69,800
一般都営	高層耐火	北品川アパート（1号棟）	品川区北品川1-5	41.6	2	36,000	84,300
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート（12号棟）	品川区東品川1-2	34.3	1	29,000	45,900
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（49号棟）	品川区八潮5-10	59.5	1	52,400	103,200
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第4アパート（2号棟）	大田区大森西3-10	51.2	1	43,100	76,100
一般都営	中層耐火	南蒲田二丁目アパート（6号棟）	大田区南蒲田2-20	42.4	1	35,900	69,700
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート（16号棟）	大田区矢口2-21	36.5	2	28,800	40,200
一般都営	高層耐火	東糞谷五丁目アパート（14号棟）	大田区東糞谷5-17	51.2	1	42,300	68,400
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート（2号棟）	大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	86,800
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート（6号棟）	大田区大森東1-36	59.6	1	49,900	86,800
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート（1号棟）	渋谷区広尾5-7	37.9	2	35,700	102,200
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート（2号棟）	杉並区上井草4-17	39.0	1	28,600	66,000
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート（13号棟）	荒川区東日暮里1-17	37.9	3	27,100	46,700
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート（8号棟）	練馬区北町6-8	47.5	1	37,100	79,800
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート（4号棟）	練馬区北町8-30	55.9	1	44,100	92,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート（46号棟）	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	50,100
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート（3号棟）	足立区西保木間3-17	48.1	1	34,400	58,300
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート（2号棟）	足立区六月2-25	48.1	1	34,500	61,500
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート（3号棟）	足立区弘道2-11	59.6	1	44,400	89,900
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（3号棟）	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,400	38,700
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（6号棟）	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	36,400

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(10号棟)		33.4	2	22,400	38,000
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート(16号棟)		37.9	1	25,600	41,500
一般都営	高層耐火	谷在家アパート(12号棟)		37.9	1	25,600	41,600
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(3号棟)		40.5	1	27,200	41,800
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(4号棟)		40.5	1	27,200	41,800
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(7号棟)		35.7	1	23,900	38,700
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(10号棟)		35.7	1	24,300	43,300
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(13号棟)		35.7	1	24,300	43,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(5号棟)		38.3	1	25,700	39,200
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(12号棟)		41.7	1	27,900	42,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(14号棟)		41.7	1	27,900	42,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(21号棟)		38.3	1	25,700	39,200
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(22号棟)		38.3	1	25,700	39,200
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(3号棟)		42.3	1	29,800	46,000
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(6号棟)		51.0	1	35,600	51,700
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(11号棟)		42.3	1	29,500	42,900
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(3号棟)		55.9	1	41,400	85,200
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(2号棟)		55.9	1	41,000	71,400
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第2アパート(1号棟)		59.6	1	45,000	97,800
一般都営	中層耐火	柴又五丁目アパート(1号棟)		55.9	1	41,400	77,300
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)		55.9	1	42,400	72,000
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)		55.9	1	42,400	72,000
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)		34.4	1	25,200	46,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-4号棟)		51.1	1	26,200	43,000
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート(51号棟)		50.9	1	27,900	57,800
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第3アパート(20号棟)		51.0	1	39,700	97,200
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町五丁目アパート(21号棟)		51.0	1	38,000	82,000
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート(3号棟)		60.9	1	45,900	104,900
一般都営	中層耐火	中原四丁目第1アパート(1号棟)		42.3	1	29,700	48,800
一般都営	高層耐火	中原四丁目第1アパート(2号棟)		43.9	2	31,000	58,300
一般都営	中層耐火	野崎アパート(1号棟)		51.0	1	35,900	66,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(1号棟)		53.5	1	29,600	66,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)		45.1	1	25,000	56,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)		53.5	2	31,700	79,400

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)		51.2	2	30,300	76,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(9号棟)		51.2	2	30,300	76,000
一般都営	中層耐火	菊野台一丁目アパート(1号棟)		62.1	1	38,600	99,300
一般都営	中層耐火	金森第3アパート(2号棟)		48.1	1	27,300	53,000
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(14号棟)		55.9	1	30,200	59,100
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(18号棟)		55.9	1	30,200	59,100
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(9号棟)		55.9	1	31,200	60,500
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)		55.9	1	31,200	65,600
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(46号棟)		55.9	2	32,500	78,200
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(4号棟)		60.9	1	32,000	57,200
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(5号棟)		60.9	1	32,000	57,200
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(1号棟)		55.9	1	30,200	57,000
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(3号棟)		55.9	1	30,200	57,000
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(4号棟)		55.9	1	30,200	57,000
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(7号棟)		55.9	5	29,600	59,100
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(8号棟)		55.9	3	30,000	60,200
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)		55.9	5	30,000	60,200
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート(1号棟)		58.1	1	36,700	89,400
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(6号棟)		37.7	1	16,800	34,600
一般都営	中層耐火	東村山富士見町第2アパート(1号棟)		55.9	1	31,500	62,900
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート(1号棟)		51.0	1	30,200	72,300
一般都営	中層耐火	田無本町四丁目アパート(3号棟)		42.4	1	25,100	60,900
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート(3号棟)		55.9	1	35,000	78,600
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート(1号棟)		51.1	1	31,500	70,500
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(3号棟)		60.5	1	38,400	91,900
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート(2号棟)		60.2	1	37,200	86,000
一般都営	中層耐火	東伏見二丁目アパート(16号棟)		61.5	1	40,400	96,600
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(7号棟)		51.0	1	27,800	57,200
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(4号棟)		55.9	1	32,000	63,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-1号棟)		37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-11号棟)		37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-6号棟)		37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-1号棟)		40.1	1	19,100	34,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(2-4-1号棟)		55.9	1	29,700	52,900

●東京都告示第千三百八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
営改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条にお
いて準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営
再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和六年一月一
日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。

令和五年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	使 用 料 (円、月額/戸)
改良	中層耐火	戸山ハイツアパート(24号棟)	新宿区戸山2-24	33.7	1	28,700
改良	中層耐火	西大久保アパート(4号棟)	新宿区大久保3-13	32.8	1	26,500
改良	高層耐火	白鬚東アパート(17号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,700
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート(3号棟)	葛飾区亀有1-16	68.2	1	50,200
改良	高層耐火	調布くすのきアパート(3号棟)	調布市国領町3-8	45.2	1	25,000
再開発	高層耐火	西大久保アパート(5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,300

●東京都告示第千三百九号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九
年東京都条例第七十七号)第九十三条の規定において準用
する第三条第三項の規定により告示する。

令和五年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 府中栄町一丁目第2ア 府中市栄町一丁目三 四三区画
パート駐車場 番

●東京都告示第千三百十号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三
号)第五条の規定により、令和五年十二月三十一日限りで
次の港湾施設の供用を廃止する。

令和五年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

種類	名称	規模	構造	所在地
船客	三池港船	六三九・六二	鉄筋コンク	三宅村坪田
待合	客待合所	平方メートル	リート造二	一三〇六番
所			階建て	地一三

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第428号

令和4年東京都公安委員会告示第92号(情報通信技術を
活用した行政の推進等に関する規則)第3条の規定に基づき
電子情報処理組織を使用して行われることができる手続
(等)の一部を次のように改正し、令和6年1月4日から施
行する。

令和5年12月28日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

表中

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第8条第1項
------------------------------------	--------

を

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第8条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項

に、

警備業法（昭和47年法律第117号）	第9条（その主たる営業所が道府県に所在する警備業者が、東京都の区域内で警備業務（警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第14条に規定する警備業務を除く。）を行おうとするときの届出書の提出に限る。）
	第10条第1項
	第16条第2項及び第3項
	第17条第2項
	第10条第3項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人	

を

機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）

警備業法（昭和47年法律第117号）

第9条（その主たる営業所が道府県に所在する警備業者が、東京都の区域内で警備業務（警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第14条に規定する警備業務を除く。）を行おうとするときの届出書の提出に限る。）	第10条第1項
	第16条第2項及び第3項
	第17条第2項
古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の管轄警察署長を経由して届出書を提出するものに限る。）

に

改める。

●東京都公安委員会告示第429号

令和4年東京都公安委員会告示第93号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第4項ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法）の一部を次のように改正し、令和6年1月4日から施行する。

令和5年12月28日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

別表第1中

警備業法（昭和47年法律第117号）

第9条（その主たる営業所が道府県に所在する警備業者が、東京都の区域内で警備業務（警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第14条に規定する警備業務を除く。）を行おうとするときの届出書の提出に限る。）	第10条第1項
	第16条第2項及び第3項
	第17条第2項

を

警備業法（昭和47年法律第117号）

第9条（その主たる営業所が道府県に所在する警備業者が、東京都の区域内で警備業務（警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第14条に規定する警備業務を除く。）を行おうとするときの届出書の提出に限る。）	第10条第1項
	第16条第2項及び第3項
	第17条第2項
古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の管轄警察署長を経由して届出書を提出するものに限る。）

に

改める。

●東京都公安委員会告示第430号

令和4年東京都公安委員会告示第94号(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第5条ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法)の一部を次のように改正し、令和6年1月4日から施行する。

令和5年12月28日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

別表中

「自動車運転代行業務の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)」	第8条第1項
---------------------------------------	--------

を

「自動車運転代行業務の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)」	第8条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)	第10条第3項

に、

「警備業法(昭和47年法律第117号)」	第9条(その主たる営業所が道府県に所在する警備業者が、東京都の区域内で警備業務(警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号)第14条に規定する警備業務を除
----------------------	---

く。)を行おうとするときの届出書の提出に限る。)

を

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)	第10条第3項
	第17条第2項
	第16条第2項及び第3項
	第10条第1項

「警備業法(昭和47年法律第117号)」

「警備業法(昭和47年法律第117号)」	第9条(その主たる営業所が道府県に所在する警備業者が、東京都の区域内で警備業務(警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号)第14条に規定する警備業務を除く。)を行おうとするときの届出書の提出に限る。)
	第10条第1項
	第16条第2項及び第3項
	第17条第2項
古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)	第14条の2(古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の管轄警察署長を経由して届出書を提出するものに限る。)

に

改める。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

